委員会提出議案第 2 号

教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の 提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年9月25日 提出

提出者

境港市議会

総務民教委員会委員長 森 岡 俊 夫

教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、本年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、あしたの日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫 負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて以降、据え置かれています。厳し い財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、この ことによって、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間での教育格差が生 じていることは、大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、 子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上 の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担 割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。